

群馬クレインドローンシールズ JH クラブ 活動規約

1.【目 的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、ドローンの正しい理解を深め、ドローンとドローンスポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ技術習得や勝利だけを目的とするのではなく、ドローンとドローンスポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通してドローンとドローンスポーツに親しむ態度を育てることを目的とする。

2.【名 称】

当クラブは、「群馬クレインドローンシールズ JH クラブ」と称する。

3.【クラブ員】

- (1) 当クラブは、ドローンとドローンスポーツ競技を希望する、前橋市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- (2) 医師から制限をされていない、ドローン操作を行うのに適した健康状態であること。
- (3) 保護者の許可を得た者であること。
- (4) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印のある同意書並びに誓約書の提出をもって行う。
- (5) クラブを退く場合は、指導員へ申し出を行い、必要事項の回答を以て手続きを進める。

※退会は指導者又は事務局に申し出をした翌々月からできることとする。

4.【役 員】

- (1) 当クラブには、指導にあたる成人の中から次の役員を選任する。
 - ・代表者(1名)……クラブを代表する責任者
 - ・指導者(監督・コーチ)……技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導は当クラブが委嘱または契約したドローン操縦資格以上を有する指導者が行う
 - ・監事・連絡責任者……クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
 - ・会計……クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う
- (2) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (3) 集金など会計の一部または全部を別途定める契約書に基づき外部に委託する場合がある。

5.【総 会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年2月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他協議事項

6.【活動場所】

- (1) 当クラブの活動拠点は「群馬クレインドローンシールズ練習場(前橋市天川原町1-3-7)」とする。
- (2) 屋外飛行等別場所で活動する場合は、事前に通知を行う

7.【活動日時】

- (1) 当クラブの活動は 参加希望曜日・参加希望時間を1つ定め、原則その曜日時間で隔週1時間(月2回 1回あたり1時間)とし、曜日時間は下記から希望するものとする。

月曜～金曜日の1つの曜日の中で

①17時～18時 ②18時～19時 ③19時～20時

- (2) 警報発令時は原則行わない。
- (3) 運営上必要な場合には、他教室の在籍生徒と混合指導を行うとするが、当クラブの活動目的および中学生の安全に配慮して実施することとする
- (4) 大会前などは土日祝日に1～2時間程度の練習日を設ける場合がある

8.【会費等】

- (1) 当クラブの会費は、ひとり月3,980円とし、前月27日に口座振替にて会費を徴収する。
- (2) 入会時に生徒登録の事務費用として5,000円を徴収することとする。
- (3) 毎年10月に年会費として5,000円を徴収することとする。ただし、中学3年生で、卒業時までには退会することが明らかな場合の徴収額は2,500円とする。
- (4) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。
- (5) クラブの指定する口座振替以外の集金方法を希望する場合、別途定める事務手数料が生じることがある。

9.【傷害保険】

当クラブの活動に携わる中学生はクラブの定める障害保険に加入する。保険料は、別途徴収を行う。

10.【研 修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会等が主催する指導者研修会や自分たちで企画して研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

11.【安全管理】

当クラブは、事故防止のため活動前の安全確認を徹底し、緊急時の対応体制を整える。事故発生時は速やかに保護者、関係機関へ連絡し、適切な措置を講じる。

12.【その他】

- (1) クラブ運営上やむを得ない理由により、総会の承認を得た上で廃会することがある。
- (2) 会費の納入を怠ったとき、本クラブは指導を停止し、又は退会させることがある。
- (3) 一旦納入された登録事務費・年会費・月会費は原則として返金しない。ただし、当ク

ラブの都合により活動を実施できなかった場合や、やむを得ない事情があると代表者が認めた場合は、未実施期間に相当する費用を返金することがある。

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附 則】 本規約は、令和7年12月8日より施行する。